

鳥取県訓令第8号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和43年鳥取県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削り、次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第2条、第5条関係）					別表（第2条、第5条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考	被服の交付を受ける職員	品目	標準 員数	標準 使用 期間 (月)	備考
略					略				
総務課 庁舎管理担当 の職員のうち 機械、電気及び 電話の業務に 従事する職員	作業服（上衣）	2	60		総務課 1 施設担当の 職員のうち 機械、電気及 び電話の業務 に従事する 職員	作業服（上衣）	2	60	
	作業服（夏上衣）	2	60			作業服（夏上衣）	2	60	
	作業服（スポン）	2	60			作業服（スポン）	2	60	
	布製収容靴	1	24			布製収容靴	1	24	
	ゴム製半長靴	1	36						
	防寒服	1	60						
					2 保全系の職員 のうち常時現 地で業務に従 事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（スポ ン） 布製収容靴	2 2 2 1	60 60 60 24	
					3 営繕室の職員 のうち常時現 地で業務に従 事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上 衣） 作業服（スポ ン） ヤッケ ゴム製半長靴 安全靴	2 2 2 1 1 1	60 60 60 36 36 36	
営繕課	営繕課の職員 のうち常時現 地で業								
	作業服（上衣）	2	60						
	作業服（夏上衣）	2	60						

	務に従事する職員	作業服（ズボン）	2	60
		ヤッケ	1	36
		ゴム製半長靴	1	36
		安全靴	1	36
		防寒服	1	60
情報政策課	地球情報化担当の職員のうち鳥取情報/ハイウェイ管理運営業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） 防寒服 ゴム製半長靴	2 2 2 2 2	60 60 60 60 36
水・大気環境課	1 水環境保全室の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36
2 及び 3 略				
衛生環境研究所	1 企画調整室の職員のうち室長、研究員、衛生技師及び主事の職務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	2 2 2 1	60 60 36 36
	2 保健衛生室及び化学衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36
	3 水環境対策チーム、リサイクルチーム及び大気・地球環境室の職員のうち室長、チーム長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	略		

水・大気環境課	1 水質担当の職員のうち常時現地で水質の汚濁に関する調査の業務に従事する職員	作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	1 1 1 1	36 36 36 36
2 及び 3 略				
衛生環境研究所	1 保健衛生室及び食品衛生室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	白衣 作業服（上衣） 作業服（夏上衣） 作業服（ズボン） ゴム製半長靴	2 2 2 2 1	12 60 60 12 36
	2 水環境室、環境化学室及び大気・地球環境室の職員のうち室長、研究員及び衛生技師の職務に従事する職員	略		

略					
景観	まちづくり担当	略			
まちづくり課	の職員のうち常時現地で業務に従事する職員				
略					
農地・水保全課	略				
略					
工事検査課	略				
東部 1～7 略					
総合事務所	8 農林局農林業振興課の職員（林業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
		防寒服	1	36	
9～13 略					
略					
中部 1～6 略					
総合事務所	7 農林局農林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
		防寒服	1	36	
8～13 略					
西部 1～6 略					
総合事務所	7 農林局農林業振興課の職員（林業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
		防寒服	1	36	
8～13 略					
略					
保健所 1～4 略					
5 感染症・疾病	略				

略					
景観	まちづくり推進	略			
まちづくり課	担当の職員のうち常時現地で業務に従事する職員				
略					
耕地課	略				
略					
建設事業評価室	略				
東部 1～7 略					
総合事務所	8 農林局農林業振興課の職員（林業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
9～13 略					
略					
中部 1～6 略					
総合事務所	7 農林局農林業振興課の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
8～13 略					
西部 1～6 略					
総合事務所	7 農林局農林業振興課の職員（林業振興室の職員を除く。）のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服（上衣）	2	60	
		作業服（夏上衣）	2	60	
		作業服（ズボン）	2	60	
		ゴム製半長靴	1	36	
		雨合羽	1	36	
8～13 略					
略					
保健所 1～4 略					
5 感染症・疾病	略				

<p>病対策係、<u>感</u> <u>染症・疾病対</u> <u>策室、医薬・</u> <u>疾病対策班</u> (医薬担当を 除く。)及び <u>保健衛生係</u> <u>の職員</u>(<u>歯科衛</u> <u>生士、栄養士</u> <u>及び診療放射</u> <u>線技師の職務</u> <u>に従事する職</u> <u>員を除く。)</u></p>				<p>病対策係、<u>医</u> <u>療・疾病対策</u> <u>班</u>(<u>医薬担当</u> <u>を除く。)</u>、<u>衛</u> <u>生係及び指</u> <u>導係の職員</u> (<u>歯科衛生</u> <u>士、栄養士</u> <u>及び診療放射</u> <u>線技師の職務</u> <u>に従事する職員</u> <u>を除く。)</u></p>			
6 略				6 略			
略				略			

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。